

「電気通信事業法第 27 条の3等の運用に関するガイドライン」改正案 に対する意見募集結果

■ 意見募集期間： 2022 年1月 18 日(火)から 2022 年2月 16 日(水)まで

■ 意見提出件数： 4件（法人・団体:2件、個人:2件）

■ 意見提出者： （意見受付順、敬称略）

	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	KDDI株式会社
—	個人(2件)

「電気通信事業法第 27 条の3等の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
全体		
意見1 本ガイドラインの改正に賛同。		
電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)等の改正案の内容や事業者によるガイドライン違反事例などを踏まえ、記載内容の拡充や修正等を行う本改正に賛同いたします。 このような改正が行われることは、関係する電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者におけるルールの内容に関する理解をさらに深め、モバイル市場における電気通信事業者間の公正な競争を促進することに寄与すると考えます。考え方の整理や対象の明確化等を行う本改正に賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見2 字句の統一及び修正をすべき。		
・9ページの脚注3の8行目「当たらず」と、41ページの12行目「あたる」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・69ページの最下行から上に3行目「無く」は「なく」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・13ページの脚注の文末「参照」は「を参照」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。 ・3ページの2(1)の法令等名欄の4つ目の欄の2行目「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第 38 号)」は「電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)」の誤記ではないか？ 【個人1】	○ 御指摘を踏まえ、字句の統一及び修正を行います。	有
意見3 ガイドラインを消費者にとってわかりやすいものにしてほしい。		
このようなガイドラインを作成、更新したりする所管省庁、それに従うために業界関係者が読み込みに費やすエネルギーも相当なものと思われます。 一方、公正競争の促進によりメリットを享受すべき消費者にとって、理解困難な、このガイドライン。なんとかわかりやすいものにできないのでしょうか？ あるいは、ガイドラインなどと言って遠回しに規制するのではなく、堂々と明文法で規制したらいかがでしょうか？ 【個人2】	○ 本ガイドラインは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 27 条の3の関連規定に基づき、その規律の適用を受ける電気通信事業者による共通理解を確保するため、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示しているものです。 ○ モバイル市場においては事前の料金規制は存在しておらず、基本的に事業者が各々の判断で料金プラン等を設定するため、各事業者が	無

	規律の趣旨に沿った料金設定等を行うことができるよう、規定される細かい点について、本ガイドラインで適時にルールの特明確化を行うことにより、公正な競争環境が確保されることになるものと考えます。	
2 目的		
意見4 本ガイドラインの解釈に関する質問及び回答内容の共有並びにその手続の追加に賛同		
「運用ガイドラインの日々の運用に関して、例えば解釈が困難と考えられる部分については、各事業者がルールの解釈について共通の認識を持つことができるよう、総務省において、必要に応じて、運用ガイドラインの規律の趣旨とともに個別の解釈を関係事業者へ周知する等の対応を行うなど、運用面の工夫を行うことも考えられる」(P18)とする「競争ルールの検証に関する報告書 2021」の方向性に基づき、本ガイドラインの解釈に関する質問及び回答内容の共有並びにその手続が追加されたことは、事業者や届出媒介等業務受託者における電気通信事業法第 27 条の 3 の規定に関する理解を進め、電気通信事業者間の公正な競争のより一層の促進に寄与するものと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
7 改正法の施行日の前日に現に締結されている移動電気通信役務の契約等に関する特例		
全体		
意見5 省令案の内容が早期にガイドラインに反映されることに賛同。既往契約の更新の特例の廃止については時期を前倒しすべき。		
電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第 5 号)の施行日より前に約された現行の電気通信事業法第 27 条の3に適合していない契約(以下「既往契約」という。)に関する電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の改正案の内容が早期に本ガイドラインへ反映されることに強く賛同いたします。 「囲い込み効果の高い既往契約」(「競争ルールの検証に関する報告書 2021」P27)の解消は事業者間のより公正な競争環境の実現に資すると考えられることから、その早期解消は喫緊の課題であると考えます。 「既往契約の更新に係る特例(略)を、令和5年末をもって廃止する」(令和 4 年 1 月 14 日「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申」別紙 1 P7)とともに、「既往契約における不適合拘束条件を個別に適合させることができるよう規制緩和を行う」(同 P8)とされたところですが、上述のとおり既往契約はできる限り早期に解消されるべきことから、その時期については、例えば令和4年	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 改正法の施行前に締結された同法による改正後の事業法第 27 条の 3 に適合していない契約(以下「既往契約」といいます。)の中には、継続利用割引など囲い込み効果が高い一方で利用者にとって有利な条件となっているものもあることから、一定の移行期間を確保することは必要と考えており、本年1月 31 日に公布・施行された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第3号)(以下「改正施行規則等」といいます。)において、既往契約の更新の特例について「令和6年1月1日までに廃止するものとする」としたものです。 ○ 他方で、既往契約を抱える事業者においては、改正施行規則等の施行を受け、できる限り早期の既往契約の解消に向けて、具体的に取り組むことが適当であると考えます。	無

末に前倒しするべきと考えます。加えて、適合契約への移行状況に対する、引き続きの注視をお願いいたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 総務省においては、既往契約の早期解消に向けた各事業者の取組状況や改正法に適合した契約への移行状況等を引き続き注視し、必要に応じ、対応を検討することとしています。	
(1)①ウ 特例の適用期間		
意見6 「旧契約の更新に関する特例」を令和6年1月1日までに廃止することに賛同。3G契約については、特例の維持に加えて、自社の3Gサービスの提供有無に関わらず、通信料金の割引施策ができるような追加的な措置を行うべき。		
【改正案】 ウ 特例の適用期間 規定上、特例の適用期間は「当分の間」である。なお、特例のうち、旧契約の更新に係る部分については、旧契約から改正法に適合する契約(以下「改正法適合契約」という。)への移行の状況などを踏まえ、令和6年1月1日までに廃止するものとしている。 なお、第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結に関する特例については、各電気通信事業者のサービス終了までは特例の対象とする。 【意見】 当社は、令和4年3月31日をもってauとUQ mobileの契約解除料の廃止を公表するなど、改正法に適合しない契約の解消に真摯に取り組んでおり、今般、改正法適合契約への移行の状況を踏まえ、「旧契約の更新に関する特例」を令和6年1月1日までに廃止することに賛同いたします。 一方で、「3G契約」については、端末の買い換えやSIMカードの交換が必要になるなど、利用者への影響が大きいことから、各社の3Gサービス終了まで特例を維持することになっておりますが、3G契約者の移行先検討の選択肢確保と、改正法に適合した契約への更なる移行促進を図るため、特例の維持とあわせて追加的な措置が必要と考えます。 具体的には、現状の「通信方式の変更に対応するための端末の特例(対照価格以下の利益提供が可能)」に加えて、自社の3Gサービスの提供有無(3Gサービスの終了時期の差異含む。以下、同じ。)に関わらず、3G契約者を対象とした通信料金の割引施策ができるように措置(電気通信事業法第29条第1項第5号に該当しないと整理)いただきたいと思います。 例えば、3Gサービス提供中の事業者は、自社・他社双方の3G契約者を対象として、改正法適合契約へ移行する際の通信料金の割引施策(以下、「移行施策」という。)の実施が可能ですが、3Gサービスを提供していない事業者(MVNOや早期に3Gサービスを終了した事業者)	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ また、いただいた御意見のうち、3G契約に係る御意見については、参考として承ります。	無

は、同様の移行施策を実施することができません。 これは、自社の3G契約者がいない場合には、他社の3G契約者からの新規契約(MNP)のみを条件とした通信料金の割引となり、電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン違反(電気通信事業法第29条第1項第5号に該当する可能性)となるためです。 上述の追加的措置をとることで、3G契約者にとっては移行先の検討の選択肢が増え、また、自社の3Gサービスの提供有無による事業者間の規律の差異が解消され、公正競争環境が整うことで、改正法に適合する契約への移行を促進する政策目的の実現にも資すると考えます。 追加的措置をとらない場合は、各社の3Gサービスの提供有無に起因して、3G契約者は、現に3Gサービスを提供している事業者が実施する移行施策しか実質的に選択できず、移行先の検討の選択肢が制限される問題が生じることで、改正法に適合した契約への移行が進展せず、長期にわたり改正法に適合しない契約が続くおそれ生じると考えます。 【KDDI株式会社】		
--	--	--